

28消第337号
平成28年7月7日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
の一部改正について

平成28年6月30日付け20160613商局第3号で経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から通知のあったこのことについて、貴協会会員に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref. ehime. jp

経済産業省

20160613商局第3号

平成28年6月30日

愛媛県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の
一部改正^入について

上記の件について、高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について
（内規）（20140625商局第1号）の一部を別紙のとおり改正したので通
知します。



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程 新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正	現 行
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>制定 平成09-03-31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成09-09-29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成10-03-26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成11-09-28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成12-03-31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成12-09-20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成19-06-18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成22-04-01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成23-01-15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成23-06-28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改正 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改正 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改正 20141217商局第5号 平成26年12月22日 改訂 20160216商局第2号 平成28年 2月26日 改正 20160613商局第3号 平成28年 6月30日</p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>制定 平成09-03-31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成09-09-29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成10-03-26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成11-09-28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成12-03-31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成12-09-20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成19-06-18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成22-04-01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成23-01-15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成23-06-28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改正 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改正 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改正 20141217商局第5号 平成26年12月22日 改訂 20160216商局第2号 平成28年 2月26日 改正 20160613商局第3号 平成28年 6月30日</p>
<p>(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第49条の23関係</p> <p>高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関は、試験に関する業務にあつては、必要に応じてアメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦若しくは日本国の規格制定機関又は当該機関が認めたる検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料(刻印等を含む)又は日本国において容器検査を行う者がこれに準ずるものと認めたる資料を一部活用しても差し支えない。ただし、耐圧試験に係る資料については、当該輸入容器の容器検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。</p> <p>(9)の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第5条関係</p> <p>第2項中「当該容器に使用する金属材料が第3条第1号で定める製造の方法の基準に適合するものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、国際相互承認に係る容器保安規則第3条第1号で定める製造の方法の基準に適合することを証された書面の交付を受けた容器のことをいう。</p>	<p>(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第11条関係

第2項中「当該附属品に使用する金属材料が前項第一号で定める基準に適合するものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、国際相互承認に係る容器保安規則第11条第1号で定める附属品の規格に適合することを証された書面の交付を受けた附属品のことをいう。

第14条関係

特別充填許可申請にあたっては、当該容器が特別充填しても安全であることを確認するための資料(例えば、容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書等)を提出することとし、耐圧試験を行う必要の時期については、原則として国際相互承認に係る容器保安規則第15条によるものとする。

なお、特別充填許可は、高圧ガス保安法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。

第31条関係

第4項中「経済産業大臣が適切であると認めた者」とは、一般財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認協定を結んだ外国の認定機関からそれぞれ認定された審査登録機関とする。

第39条関係

高圧ガス保安法第49条の5第2項第1号から第6号までの事項以外の事項(容器等検査員の氏名及び容器等検査規程)の変更は妨げない。

(9)の3_容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について(略)

(9)の4_国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器的規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第17条関係

第一号ハ(イ)の「樹脂で補修」とは、次をいうものとする。

- ① 表面が滑らかになるように前処理を行う。
- ② 当該備部分を室温硬化型エポキシ樹脂(ビスフェノールAグリジジルエーテルに限る。)により表面が滑らかになるように補修する。なお、備部分に拘束されていないガラス繊維がある場合は当該ガラス繊維を切除すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(9)の2_容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について(略)

(新設)

(新設)